

一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧

資料3

No.	ページ数	ファイル番号	実施機関(所属名)	実施機関一次選別				二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
				ファイル名	作成年度	保存期間	選別結果	選別判断理由	選別結果	選別基準	最終一次選別	移管・廃棄理由
1	569	1	知事部局 在宅療養推進課	26初期集中支援連携体制整備モデル事業費補助金(香美市)	H26~ H27	5	廃棄	H29の新規補助金要綱のモデルとなった事業であり、認知症初期集中支援連携の体制整備を進めていることが分かる文書であるため、選別基準「19」に該当し、移管とする。	移管	19	廃棄	平成30年までに全国全市町村に「認知症初期集中支援チーム」を設置する認知症初期集中支援事業を含む、平成27年法改正に向けたモデル事業であり、高知県独自の取り組みではないため、重要性は高くないと判断した。
2	569	2	知事部局 在宅療養推進課	26初期集中支援連携体制整備モデル事業費補助金(四万十市)	H26~ H27	5	廃棄	H29の新規補助金要綱のモデルとなった事業であり、認知症初期集中支援連携の体制整備を進めていることが分かる文書であるため、選別基準「19」に該当し、移管とする。	移管	19	廃棄	平成30年までに全国全市町村に「認知症初期集中支援チーム」を設置する認知症初期集中支援事業を含む、平成27年法改正に向けたモデル事業であり、高知県独自の取り組みではないため、重要性は高くないと判断した。
3	570	12	知事部局 在宅療養推進課	平成27年度高知県認知症初期集中支援連携体制整備モデル事業費補助金	H26~ H27	5	廃棄	H29の新規補助金要綱のモデルとなった事業であり、認知症初期集中支援連携の体制整備を進めていることが分かる文書であるため、選別基準「19」に該当し、移管とする。	移管	19	廃棄	平成30年までに全国全市町村に「認知症初期集中支援チーム」を設置する認知症初期集中支援事業を含む、平成27年法改正に向けたモデル事業であり、高知県独自の取り組みではないため、重要性は高くないと判断した。
4	775	40	知事部局 治山林道課	林道施設被害報告書	H26	6	廃棄	平成26年は豪雨災害が多発しその状況の記録は貴重であることから、選別基準23に該当し移管が適当	移管	23	廃棄	国への災害速報を綴ったものであり、被害を記録したものではない。また、林道災害復旧事業で工事を実施した後は、林道台帳で管理していくため、廃棄が妥当だと判断する。
5	776	47	知事部局 治山林道課	治山実施計画(平成27年度治山事業年度計画書)	H26	6	廃棄	植生を導入するための山腹工事や森林の整備、崩壊斜面上の土留、治山ダムなど、林業における主要な土木工事の計画であり選別基準11.23に該当し移管が適当	移管	11 23	廃棄	毎年度、事業を実施する箇所を綴ったものであり、工事完成後には治山台帳で管理していくため、廃棄が妥当だと判断する。
6	776	51	知事部局 治山林道課	三谷災害関連緊急治山工事(災関治山第905号)	H26	6	廃棄	台風災害が多発した平成26年度の緊急治山工事であり、選別基準23に該当し移管が適当	移管	23	廃棄	本庁で契約をした設計書であり特殊な工種などはない。また、工事完成後には治山台帳で管理していくため、廃棄が妥当だと判断する。
7	776	52	知事部局 治山林道課	西梶ヶ内災害関連緊急地すべり防止工事(災関地すべり第903-1号)	H26	6	廃棄	台風災害が多発した平成26年度の緊急治山工事であり、選別基準23に該当し移管が適当	移管	23	廃棄	本庁で契約をした設計書であり特殊な工種などはない。また、工事完成後には治山台帳で管理していくため、廃棄が妥当だと判断する。
8	776	53	知事部局 治山林道課	寺内災害関連緊急地すべり防止工事(災関地すべり第902号)	H26	6	廃棄	台風災害が多発した平成26年度の緊急治山工事であり、選別基準23に該当し移管が適当	移管	23	廃棄	本庁で契約をした設計書であり特殊な工種などはない。また、工事完成後には治山台帳で管理していくため、廃棄が妥当だと判断する。
9	791	164	知事部局 環境計画推進課	H26 環境白書	H26	5	廃棄	環境の状況や保全等の施策の実施状況がまとめられた貴重な文書であることから選別基準12が該当し、移管が適当	移管	12 16	廃棄	関係課からの原稿の集約や校正段階の書類であることから移管の必要はないと考える。 また、環境白書は各課からの事業や法令をとりまとめて閲覧に供しているものであるため、歴史公文書には該当しない。
10	1310	755	知事部局 安芸土木事務所	工事台帳「閲覧用」平成27年度	H27	5	廃棄	1件の工事で大冊になるものが多い公共工事に関する公文書の中で、年度毎に工事の概要を記録したものであり貴重であり、選別基準13に該当し移管が適当	移管	13	廃棄	当該公文書は、予定価格が250万円を超える建設工事の請負契約の内容を公表する目的で契約後から工事完成の年度終了後1年間を期限とし閲覧に供するものであり、工事の重要性に関わらず綴られたものです。 工事の概要について詳しく記録したものでないため、歴史的公文書にはあたらず、当所としては廃棄が適当と考えます。また、移管するのであれば、全土木事務所分を毎年継続して移管するべきではないかと思えます。